

# 北海道高齢者向け住宅事業者連絡会 会則

2012年4月9日 事務所(第2条)を追記

2012年3月6日 設立総会にて制定

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「北海道高齢者向け住宅事業者連絡会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を札幌市北区北10条西4丁目1番地SCビルに置く。

(目 的)

第3条 本会は、北海道内における高齢者向け住宅の経営の質を向上させ、入居者の住居環境・生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業について優先順位を設けながらおこなう。

- (1) 高齢者向け住宅の周知活動をおこなうこと。
- (2) 事業者の高齢者向け住宅のサービスの質向上を目的とし、事業者勉強会を開催し、会員相互が互いに学び、交流するとともに、連携をはかること。
- (3) 高齢者向け住宅の職員の資質向上のため、研修会を開催すること。
- (4) 各事業者の持つ資源（施設・人員など）の共同活用をはかること。
- (5) さまざまな事情で保証人を立てられない方々の入居支援の検討をすること。
- (6) 定期的に高齢者向け住宅入居合同説明会を開催すること。
- (7) 行政との連携をはかること。
- (8) その他、本会の目的に沿った事業をおこなうこと。

## 第2章 会 員

### (会 員)

第5条 本会の会員は、会員および賛助会員からなる。

2 正会員は次のとおりとする。

- (1) 高齢者向け住宅の事業者ならびに運営者である法人又は個人。
- (2) 高齢者向け住宅の関連事業者である法人又は個人。
- (3) 高齢者向け住宅に関する学識経験者又は研究者。

3 賛助会員は、本会の目的に賛同する法人又は個人とする。

### (入退会)

第6条 本会の会員になろうとするは、その旨を記載した文書を会長に提出しなければならない。

2 会員は、本会を退会する旨の文書を会長あてに提出することにより、任意に退会できる。

3 会員が会員としてふさわしくない行為などをおこなった場合、会長は理事会の決議を経てこの会員に対し退会を勧告することができる。

### (会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

## 第3章 役員および機構

### (役 員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事6名以上8名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名以内の副会長をおくことができる。

### (役員を選出)

第9条 理事および監事は、総会において選出する。

2 会長は、理事の互選によりこれを定める。副会長は、会長が指名する。

### (役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (役員任務)

第11条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは職務を代理する。

3 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

## 第4章 総会

### (総会の権能)

第12条 総会は、本会の運営に関する重要事項を議決する。

### (総会の開催)

第13条 定時総会は、毎年1回、事業年度終了2カ月以内に会長が招集する。  
2 臨時総会は、理事会が必要と認めるときに、会長が招集する。

### (総会の議長)

第14条 総会の議長は、総会に出席した正会員から選出する。

### (総会の定数および議決)

第15条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。  
2 総会の決議は、出席正会員の過半数をもって決するものとする。  
なお、賛助会員は、総会を傍聴することができるものとする。

### (書面表決等)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。  
2 前項の場合における、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

## 第5章 理事会

### (理事会の権能)

第17条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。  
(1) 総会に付議すべき事項。  
(2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。  
(3) その他の議決を要しない会務の執行に関する事項。

### (理事会の開催)

第18条 理事会は、会長が招集する。  
2 会長以外の理事は、会長に対し理事現在数の3分の1以上からの理事会の目的である事項を記載した書面を示して、理事会の招集を請求できる。  
3 第11条第3項(監事の職務)の規定により、監事から理事会の目的である事項を記載した書面を示して、理事会の招集を請求できる。

### (理事会の議長)

第19条 理事会の議長は、会長とする。

### (理事会の定数および議決)

第20条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。理事は他の理事を代理人として表決を委任することはできない。  
2 理事会の決議は、出席理事の3分の2以上をもって決する。

## 第6章 事業計画

(事業計画および収支予算)

第21条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により成立した事業計画及び収支予算について、成立後に行われる総会において報告し、その承認を得なければならない。

3 前項の書類については、事務局に備え置き、5年間、閲覧に供するものとする。

(事業報告および収支決算)

第22条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度毎に、会長が作成し、監事の監査を経て理事会の承認を得て、その年度の2カ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 会則の変更・解散・その他

(会則の変更)

第24条 この会則は総会において、出席正会員（委任状による評決を含む）の3分2以上の議決によらなければならない変更することができない。

(解散)

第25条 本会は総会において、出席正会員（委任状による評決を含む）の3分の2以上の議決により、解散する。

(その他)

第26条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が理事会にはかり、別に定める。

## 第8章 附則

(設立時理事等)

第1条 当会の設立時理事および設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 鹿野 憲

設立時理事 石田 幸子

設立時理事 小番 一弘

設立時理事 近 美津枝

設立時理事 狩野 美香子

設立時理事 沼田 典子

設立時理事 奥田 龍人

設立時理事 川尻 明

設立時監事 杉岡 直人（北星学園大学社会福祉学部 教授）

設立時監事 山本 明恵（NPO法人さっぽろ住まいのプラットフォーム 理事長）

設立時監事 棟 達也（棟達也税理士事務所）

(設立発起人の氏名等)

第2条 本会の設立発起人の氏名及び所属は、次のとおりである。

鹿野 憲	札幌市清田区(株式会社 北海道勤労者在宅医療福祉会)
石田 幸子	札幌市東区(株式会社 楽明館)
小番 一弘	札幌市中央区(ウェルネス中島)
近 美津枝	札幌市白石区(株式会社 理想ケア・サービス)
狩野 美香子	札幌市西区(有限会社 介護サービス輝)
沼田 典子	札幌市中央区(株式会社 あいりん)
奥田 龍人	札幌市北区(NPO法人 シーズネット)

(設立日)

第3条 本会は、平成24年4月1日をもって発足する。

## 会費規程

本会は会則第6条の規定に基づき、会員の会費について次のとおり定める。

(会費の額)

第1条 会員が支払うべき会費の額は、次のとおりとする。

年会費 1会員(正会員および賛助会員)につき、10,000円

2 前項の規定にかかわらず、会則第5条2項(1)に規定する法人又は個人であって複数の高齢者向け住宅を所有または運営するものにあつては、物件数に応じ、次に示す額の会費を支払うものとする。

2～5件	20,000円
6～9件	30,000円
10件以上	50,000円

(支払の期限)

第2条 会員は、毎年5月末日までに、会費の全額を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新規に入会しようとする者は入会時に年会費一括前納しなければならない。

(会費の不返還)

第3条 支払のあった会費は、理由の如何を問わず、返戻しない。